

# 令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」 災害復興支援特別助成事業 募集要領

## 1 事業の目的

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）では、企業や社会奉仕団体、個人等から託された寄付金を原資として、自然災害等により災害救助法適用を受けた地域等で被災した青少年（以下「被災青少年」という。）を元気づけ、励ますために地域の青少年育成団体やグループが行う活動を支援する「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業（以下「特別助成事業」という。）を実施します

## 2 助成対象団体等

特別助成事業の対象は、青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループ（以下「団体等」という。）であって、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約等の中に、青少年の健全育成に取り組む旨の趣旨が記載されていること。
- (2) 5名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること。
- (3) 兵庫県内に活動拠点を有し、県域で1年以上活動していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。
- (6) 活動が公共の福祉に反していないこと。

## 3 助成対象事業

特別助成事業の対象は、兵庫県内又は被災地で行われる次に掲げる直接被災青少年に対する支援のための事業です。

- (1) 被災青少年の心身の健康の回復・増進に関わる事業
  - (2) 被災青少年と県内青少年との交流に関わる事業
  - (3) その他、理事長が特に必要と認める事業
- 2 なお、災害発生の日又は災害救助法の適用日から 10 年を経過する日を含む年度の末日までに実施する事業を対象とします。

## 4 助成対象外事業

次のいずれかの事業については、この要領に基づく特別助成事業の対象から除外することとします。

- (1) 国、県、市町から助成を受けている事業
- (2) 他の団体に対する補助・委託を目的とした事業
- (3) 義援金募集、救援物資の購入・送付を行う事業

## **5 助成の金額及び対象期間**

---

### (1) 助成金額 「定額助成」

1件当たり15万円を限度とします。(千円未満は切り捨て)。

なお、採択された事業にあっても助成額を減額する場合があります。

### (2) 助成件数

数件程度(予算の範囲内とします。)

なお、当該年度の採択は、1団体につき1件とします。

### (3) 事業実施対象期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで

## **6 募集と応募**

---

### (1) 申請書等の提出

特別助成を希望する団体等は、以下の申請書類を概ね事業実施の原則1か月前までに青少年本部に提出してください。

① 令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業申請書

(様式第1号、別紙1、別紙2の計3枚)

② 定款又は規約等の会則

③ 役員・構成員名簿

④ 前年度決算書

⑤ その他(開催概要等補足資料、団体紹介パンフレット等)※様式は自由

(2) 提出された申請書等は返却しません。また申請書類の記載内容は、当該審査以外には使用することはありません。

### (3) 募集期間

募集の期間は次の通りです。

令和4年3月8日(火)から令和5年2月28日(火)必着

## **7 採択**

---

(1) 青少年本部が特別助成事業の申請を受理し、申請内容を審査の上、適当と認められるものについて先着順に決定し、令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業決定通知書(様式第2号)により通知します。

(2) 通知後の助成金額の増額変更は認められません。

※過去に特別助成を受けた特別助成事業を再申請される場合は、新たな取り組みを明確に記載してください。そうでない場合は減額される場合があります。

## 8 支援の対象経費及び自己資金について

### (1) 助成対象経費

助成の対象となる経費（消費税込み）は、当該事業の遂行に必要な下表の経費です。

費　目	対　象　と　な　る　経　費
① 謝　金	外部から招聘するセミナー等の講師、キャンプ・野外活動等の専門技術指導者等にかかる報償費・謝金
② 旅　費	同上の旅費、スタッフの事業参加のための交通費、及び被災青少年の交通費、宿泊費（素泊料）、バス借上げ代、レンタカーダイ等
③ 需用費	事業実施に必要な資料・チラシ等の印刷費、資材等の購入費、消耗品、文房具等
④ 役務費	事業実施に必要な郵券代、通信費、保険料、会場設営費等
⑤ 使用料	会場使用料、事業に使用する機材のレンタル・リース料等
⑥ その他経費	その他特に事業の執行に必要と認められる経費

※ 講師謝金、専門家技術指導謝金については、1人につき1回25,000円を上限とします。

複数回（複数の者）である場合は50,000円を限度とします。

※ スタッフの旅費・交通費は、事業の遂行に必要なものに限り対象とし、原則として実費額とします。

※ ②の旅費は75,000円を限度とします。

※ 助成期間中に使いきることができない消耗品は対象となりません。

### (2) 助成対象外経費

下表の経費は対象外とします。

費　目	対象とならない経費
① 謝　金	助成する団体等役員・構成員への謝金
② 旅　費	一般参加者の交通費（被災青少年を除く）
③ 需用費	・備品・装置の設置費及び既存の備品等の修繕費 ・事業に直接関係のない消耗品、他者に対する寄付金・分担金・会費等 ・構成員および参加者に対する参加賞・景品等 ・食糧費 ※当該事業に必要不可欠な食材については認める場合があります。
⑥ その他経費	事務局人件費・賃料・光熱水費・電話代等一般管理費に相当するもの

### (3) 自己資金等

限度額を超える事業費、対象外経費については自己資金とし、主催団体の自主財源、主催団体の構成員の負担金、民間団体・支援者からの助成等を充てることとします。

### (4) 特別助成事業費の執行

特別助成事業費は、助成を受けた団体の代表者、又は代表者に準ずる者の責任において執行することとします。

なお、特別助成事業費は、その執行が適正でないと認められた場合、又は事業が変更・中止された場合等には、助成の決定を取り消し、支払った助成金の返還を求めることがあります。

## **9 特別助成事業の変更、中止又は廃止について**

- (1) 助成事業決定通知を受けた団体等は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業変更承認申請書（様式第3号）又は、令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。提出がない場合、申請時と異なる事業内容・経費は認められない場合があります。
- ① 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く）
  - ② 助成事業の中止または廃止
- (2) 前項の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業変更承認通知書（様式第5号）、又は令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知します。
- (3) 変更承認申請書の提出がない場合、申請時と異なる事業内容・経費は認められない場合があります。

## **10 特別助成事業の実績報告及び額の確定と支払**

- (1) 特別助成事業実績報告書及び助成費請求書の提出

事業の完了後1ヶ月以内、又は令和5年4月20日（木）のいずれか早い日以内に、令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業実績報告書（様式第7号）、事業内容がわかるチラシ等、及び事業記録としての写真（データ）を提出してください。

- (2) 証拠書の添付

上記の実績報告書に、下記の対象事業経費にかかる証拠書の写し（レシート・領収書・払込書等）を添付してください。領収書・払込書提出の際は、購入商品等がわかるよう納品書もしくは請求書を提出してください。支払内容等が確認できない場合は対象外とします。

なお、支払いがあった会議・プログラム等の開催概要（実施年月日、実施場所、参加者名簿又は人員等）は全て実績報告書に記載してください。

費目	証拠書
① 謝金	・謝金・旅費の計算書
② 旅費	・支払った相手方の受領書
③ 需用費	
④ 役務費	・対象経費の請求書・納品書（納品・支払内容・数量等がわかるもの）
⑤ 使用料	・対象経費のレシート・領収書（購入商品等が明確にわかるもの）・払込書
⑥ その他経費	

- (3) 特別助成事業費の確定

① 特別助成事業実績報告書の提出を受け、適正と認めたときは、助成対象事業費及び助成費を確定し、令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業助成金確定通知書（様式第8号）により通知します。

ただし、確定した助成金額が、交付決定額と同額であるときは、通知を省略します。

② 申請額よりも対象経費額が下回った場合、対象経費分のみ助成対象とします。

#### (4) 請求及び支払

助成団体からの令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業助成金請求書（様式第9号）の提出を受け、これに基づいて申し出の銀行口座等に振込等により事業費を支払います。

#### (5) 帳簿等の具備

助成団体は、特別助成事業にかかる収支を記載した帳簿、又はこれに類する書類を具備してください。また、この提出を求めることがあります。

### 1.1 特別助成事業の公表等

助成団体は、プログラム、チラシなどに当事業のロゴマークを記載するなど「ひょうご子ども・若者応援団」の助成事業であることを明記してください。

特別助成事業の実績は、青少年本部の広報媒体等で公表します。

### 1.2 提出先（問合せ先）

令和4年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業申請書は、兵庫県青少年本部へ持参又は郵送により提出してください。

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 県民会館 8 階

公益財団法人兵庫県青少年本部

「ひょうご子ども・若者応援団」担当 まで

TEL 078-891-7410

FAX 078-891-7418

HP アドレス <https://seishonen.or.jp>

